

秋田市教育委員会  
令和2年8月定例会  
(事前配付資料①)

【資料目次】

協議事項

- |   |      |
|---|------|
| (3) 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針について（概要）              | … 1  |
| 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針                          | (別紙) |
| 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針（案）について寄せられた意見と本市の考え方について | (別紙) |

教育長等の報告

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| (2) 令和3年度秋田市立秋田商業高等学校の生徒募集公告について   | … 2 |
| (3) 令和3年度秋田市立御所野学院高等学校の生徒募集公告等について | … 4 |
| (4) 令和3年度秋田市立美大附属高等学院の生徒募集について     | …23 |
| (5) 令和2年度調理場一斉点検の結果について            | …25 |

## 令和4年度以降の「成人のつどい」実施方針について(概要)

令和4年度以降の「成人のつどい」については、現行の「新成人のつどい」と同様に20歳になる方を対象とし、「20歳のつどい」等に名称を変更して1月の「成人の日」前日に式典を実施します。

### 1 事業の目的

人生の節目となる20歳を祝福する記念行事をとおして、これからの社会を担う成人としての責任と自覚を促すとともに、ふるさと秋田への誇りや愛着を高める機会とします。

### 2 対象者

当該年度中に20歳を迎える方で、秋田市に居住している方  
(過去に居住していた方や、秋田市に通学先や勤務先がある方も参加可)

### 3 開催日

「成人の日」前日

### 4 式典の名称

「20歳のつどい」等に名称を変更します。

### 5 18歳で成人を迎える方への対応

18歳で成人を迎える方々に対しては、広報等にメッセージを掲出するとともに、民法改正の意義等についての周知・啓発に配慮します。

定例会資料：報告(2)  
令和2年8月27日  
学 事 課

## 秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和2年9月 日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

### 1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

### 2 入学願書の提出期日および提出先

#### (1) 提出期日

ア 前期選抜 令和3年1月15日（金）から1月19日（火）正午まで

イ 一般選抜 令和3年2月12日（金）から2月16日（火）正午まで

#### (2) 提出先 秋田市立秋田商業高等学校長

### 3 入学検定料

2,200円

### 4 入学志願者検査日

#### (1) 前期選抜 令和3年1月28日（木） 学力検査および面接

ア 実施教科 3教科（国語、数学および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

#### (2) 一般選抜 令和3年3月9日（火） 学力検査および面接

ア 実施教科 5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

イ 面接 学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

## 5 出願資格

(1) 前期選抜 次のアおよびイを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 次の(ア)～(ウ)の全ての条件を満たす者

(ア) 基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好である者

(イ) 商業の学びに興味・関心があり、自らを成長させようとする強い意志をもっている者

(ウ) 中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動において中核的存在として活躍することを望んでいる者

(2) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していないもの

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

## 6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 商業科

(2) 募集人員 240名

## 7 合格者の発表

(1) 前期選抜 令和3年2月5日（金）午後4時

(2) 一般選抜 令和3年3月17日（金）午後4時

## 8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

定例会資料：報告(3)  
令和2年8月27日  
学 事 課

秋田市教委公告

令和3年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和2年9月 日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、前期選抜および一般選抜を設定する。

設定した選抜すべてを行い、一般選抜において欠員が生じた場合は、2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 連携型中高一貫入学者選抜

令和3年1月15日（金）から1月19日（火）正午まで

イ 前期選抜 令和3年1月15日（金）から1月19日（火）正午まで

ウ 一般選抜 令和3年2月12日（金）から2月16日（火）正午まで

※ 2次募集 令和3年3月19日（金）から3月20日（土）午前11時まで

(2) 提出先 秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和3年1月28日（木） 作文および面接

ア 面接 作文終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

- (2) 前期選抜 令和3年1月28日(木) 学力検査および面接  
ア 実施教科 3教科(国語、数学および英語)  
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。
- (3) 一般選抜 令和3年3月9日(火) 学力検査および面接  
ア 実施教科 5教科(国語、社会、数学、理科および英語)  
イ 面接 学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。
- ※ 2次募集 令和3年3月23日(火) 作文および面接

## 5 出願資格

- (1) 連携型中高一貫入学者選抜 御所野学院中学校を令和3年3月に卒業する見込みの者で、「令和3年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの
- (2) 前期選抜 次のアおよびイを満たしている者  
ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者(中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。)  
イ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者  
(ア) 学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む者  
(イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者
- (3) 一般選抜 次のア又はイに該当する者で、連携型中高一貫入学者選抜および前期選抜で合格していないもの  
ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者(中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。)  
イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

(4) 2次募集 秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 普通科

(2) 募集人員 80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜 令和3年2月5日(金)午後4時

(2) 前期選抜 令和3年2月5日(金)午後4時

(3) 一般選抜 令和3年3月17日(金)午後4時

※ 2次募集 令和3年3月25日(木)午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和3年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和3年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

令和3年度秋田市立御所野学院高等学校  
連携型中高一貫入学者選抜実施要項

秋田市立御所野学院高等学校（以下「学院高校」という。）の令和3年度連携型中高一貫入学者選抜は、本要項により実施する。

1 募集人員（学科）

24名（普通科）

2 出願資格

秋田市立御所野学院中学校（以下「学院中学校」という。）を令和3年3月に卒業見込みの者であって、次の(1)および(2)を満たしているもの

(1) 人物に優れ、明確な志望動機と旺盛な学習意欲を有し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 全教科にわたって学習成績が優秀で、学院中学校の特色ある教育活動で身につけた力を発揮し、入学後も学習や諸活動のリーダーとして活躍できる者

イ 学力、人物に優れており、部活動等において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も本校でその活動を継続し、中心的な存在として活躍できる者

(2) 秋田県公立高等学校の前期選抜に出願しない者

3 入学検定料

2,200円

学院中学校長は、学院高校から「納入通知書兼領収書」を入手し、入学志願者へ配付する。

入学志願者は、願書提出前に入学検定料を下記の納付場所で納付すること。



## ○納付場所

本・支店（秋田市外も含む）：秋田銀行、北都銀行 国内全店：みずほ銀行

秋田県内の本・支店：秋田なまはげ農業協同組合、秋田信用金庫、秋田県信用組合

秋田市内の支店：東北労働金庫

秋田支店：七十七銀行、荘内銀行、岩手銀行、きらやか銀行、北日本銀行、

あすか信用組合、商工組合中央金庫

## 4 出願手続

(1) 出願手続は、学院中学校長を経る。

(2) 学院高校長に提出する書類は、次のとおりとする。

ア 連携型中高一貫入学者選抜入学願書（様式1）

イ 連携型中高一貫入学者選抜受検票（様式2）

ウ 納入通知書兼領収書（金融機関の領収印が押印されている物）

エ 志願理由書 ※1（様式3）

オ 調査書 ※2（様式A）

カ 連携型中高一貫入学者選抜受検者名簿（様式4）2部

キ 学院高校が別途求める書類がある場合には、学院高校が定める様式

※1 学院中学校は、エおよびキについての各種大会等の実績や資格等の取得歴、ボランティア活動等の活動歴など、その内容に誤りがないかどうかを確認すること。

※2 調査書は、卒業見込みの者について、令和2年12月31日現在で記載するものとする。作成にあたっては、（別紙1）「調査書作成要領」によるものとする。

(3) 学院高校長は受検票発行台帳を作成し、学院中学校長に入学願書提出者の受検票を交付する。

※学院中学校長は、入学願書提出者へ受検票を交付する。

(4) 入学願書受付締切り後、高等学校の志願者数を公表する。

## 5 出願および試験期日

(1) 出願書類の提出期間

令和3年1月15日（金）から1月19日（火）までとする。受付時間は、平日の午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。

(2) 学院高校長は、令和3年1月22日（金）までに、連携型中高一貫入学者選抜の日程および各志願者の面接時間等について学院中学校長に文書で通知する。

(3) 試験期日 令和3年1月28日（木）

## 6 選抜方法

作文および面接を課す。

入学者の選抜は、学院高校長が、調査書、志願理由書、作文、面接等の評価に関する資料およびその他必要な書類等によって総合的に行う。

なお、選抜にあたっては、（別紙2）「秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜における出願資格および配点等」によるものとする。

## 7 日程および会場

(1) 作文および面接の日程は、次のとおりとする。

ア 作文 午前11時00分から午前11時45分まで

イ 昼食 午前11時45分から午後0時30分まで

ウ 面接 昼食終了後

(2) 会場は、学院高校とする。

ただし、出願状況により会場を変更する場合がある。その場合は、学院中学校長へ7日前までに連絡するものとする。

(3) 受検者は、作文開始30分前（午前10時30分）までに出席し、受検票を受付に提示するとともに、次の物を携行して検査室に入るものとする。

受検票、黒鉛筆（シャープペンシルも可。ただし、黒い芯に限る。）、消しゴム、小型鉛筆削り具

なお、辞書機能を持つ時計、電子辞書は携行してはならない。

また、携帯電話等の通信機器を持参している場合は、実施会場にお

いては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

## 8 合格者の発表

令和3年2月5日（金）午後4時に学院高校において、合格者の受検番号を発表する。

## 9 受検に際して特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒の出願

受検に際して特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願する場合の手続は、次のとおりとする。

- (1) 学院中学校長は、障がい等があることにより特別な配慮を必要とする志願者がいる場合、その内容について、「受検に係る特別配慮申請書」（様式5）により、連携型中高一貫入学者選抜出願前に学院高校長に申請するものとする。
- (2) (1)により申請があった場合、学院高校長は学院中学校長と協議を行い、受検の公正さが保たれ、かつ実施可能な範囲において、適切な措置を講ずるものとする。
- (3) 協議の結果、学院高校長が特別な配慮が必要と認めたときは、「受検に係る特別配慮通知書」（様式6）を受検実施日前日までのできるだけ早い時期に学院中学校長に送付する。
- (4) 必要な場合には、学院高校長が教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

## 10 その他

連携型中高一貫入学者選抜に合格した者は、秋田県公立高等学校の一般選抜に出願することはできない。

写真（出願前3か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦4cm、横3cmで、裏に氏名を明記したものに限り。）を貼ってください。

収受年月日

※令和 年 月 日

納付金額

円

## 連携型中高一貫入学者選抜入学願書

令和 年 月 日

(宛先)

秋田市立御所野学院高等学校長

本人氏名


保護者氏名

第一学年への入学を志願します。

本 人	ふりがな 氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日 生
	住 所	
人	在学(出身) 学 校	秋田市立御所野学院中学校 令和 年 月 日 卒業見込み
	住 所	
保 護 者	ふりがな 氏 名	(本人との関係)
	住 所	
合格通知書の 送 付 先	郵便番号 _____ _____ 郡 市 _____ _____ 方 氏名 _____	

- (注) 1 本人氏名および保護者氏名は、自書してください。  
 2 ※印の欄は、記入しないでください。  
 3 各欄中の不要な文字は、二本線で抹消してください。

様式2 (A5-横)

受 検 番 号	※ 御所野学院高等学校 第	号	写真（出願前3か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦4cm、横3cmで、裏に氏名を明記したものに限る。）を貼ってください。
<h2 style="margin: 0;">連携型中高一貫入学者選抜受検票</h2>			
氏 名			学院高校長印  
検 査 会 場			
(備 考)			

(注) ※印の欄は、記入しないでください。

# 志願理由書

令和 年 月 日

(宛先)

秋田市立御所野学院高等学校長

秋田市立御所野学院中学校

令和 年 月 日卒業見込み

氏名

平成 年 月 日生

志願理由

Area for writing the reasons for the application, consisting of multiple horizontal dashed lines.



## 受検に係る特別配慮申請書 (連携型中高一貫入学者選抜用)

令和 年 月 日

(宛先)

秋田市立御所野学院高等学校長

ふりがな

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

次のとおり、特別な配慮を申請します。

- 1 障がい等の状況
- 2 希望する配慮事項
- 3 その他

上記の事情に相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

秋田市立御所野学院中学校

校長 氏名



- (注) 1 この用紙は、中学校で作成してください。  
2 本人氏名及び保護者氏名は、自書してください。



## 受検に係る特別配慮通知書 (連携型中高一貫入学者選抜用)

秋田市立御所野学院中学校長 様

次のとおり、特別な配慮について認めますので通知します。

1 該当生徒

本人氏名

平成 年 月 日生

保護者氏名

2 障がい等の状況

3 配慮事項

4 その他

令和 年 月 日

秋田市立御所野学院高等学校

校長



## 調査書作成要領

### 1 調査書作成委員会

- (1) 学院中学校は、厳正かつ公平に「調査書」を作成するため、「調査書作成委員会」を設置する。
- (2) 「調査書作成委員会」は、校長、教頭および教員をもって組織する。

### 2 調査書

#### (1) 調査書の作成

様式 A により、生徒指導要録に準じて作成するものとする。作成に当たっては、黒ペン又は黒ボールペンを用い、鮮明に記入する。

ただし、所定の様式を踏まえればワープロなどにより作成したもの（秋田県教育委員会が定める調査書様式を含む）も可とする。

#### (2) 調査書の記載

- ア 氏名 生徒指導要録に準ずること。
- イ 性別 「男」又は「女」と記入する。
- ウ 卒業等 中学校卒業見込み年月日を記入する。
- エ 志願校名 「秋田市立御所野学院高等学校」とする。
- オ 受検番号 空欄とする。（「定」は二本線で抹消する。）
- カ 各教科の学習の記録

(ア) 各教科の観点別学習状況欄の記入は次のとおりとする。

- a 各教科ごとに、その欄に掲げられたそれぞれの観点について、学院中学校において定めた評価基準により、3年次における12月末までの各教科の観点別評価を記入する。
- b 各教科ごとに、その欄に掲げられたそれぞれの観点について、各教科の目標に照らし、各々「十分満足できると判断されるもの」をA、「おおむね満足できると判断されるもの」をB、「努力を要すると判断されるもの」をCとする絶対評価で記入する。

なお、記載は、該当欄に○印を記入する。

(イ) 各教科の評定欄の記入は次のとおりとする。

a 卒業見込みの者の第1学年、第2学年については生徒指導要録に記載された5段階評定を記入し、第3学年については12月末までの学習状況を総括的に評価した5段階評定を記入する。

b 評定の合計欄には、各学年について、国語、社会、数学、理科、英語、の5教科の小計(1)と音楽、美術、保健体育、技術・家庭の4教科の小計(2)を加えた値を記入する。

c 調整評定値欄には、第3学年の評定について、5教科の小計(1)に4教科の小計(2)を2倍したものを加えて得られた値 $((1) + (2) \times 2)$ を記入する。

d 定時制調整評定値欄には斜線を引く。

e 選択教科欄の記入

(a) 3年次における教科名、主な学習内容および評定を記入する。

なお、保健体育や技術・家庭は、保体、技・家と記入してもよい。

(b) 主な学習内容には、学習した内容や取り組んだ課題等について記入する。(例：戊辰戦争の調査、電気の実験 など)

f 各教科の学習の特記事項

「〇〇の教科における△△について特に優れている」など、各教科の学習において顕著な事柄がある場合は記入する。

キ 総合的な学習の時間の記録

中学校における学習活動および評価について記入する。

(例) ・学習活動 〇〇というテーマを設定し、△△を調査して、取りまとめ、自らの進路意識を高めた。

・評価 調査活動に意欲的に取り組んだ。まとめ方も良く、発表力も十分であった。

ク 特別活動の記録

事実の記録欄は、3か年間における学級活動、生徒会活動、学校行事のそれぞれについて諸係、役員、委員会等の名称を記入し、特にない場合は斜線を引く。

(例) ・学級活動 学級花壇係責任者

学級会プログラム委員

- ・生徒会活動 交通安全委員
- 応援委員会委員長
- ・学校行事 学校祭実行委員食堂係責任者
- 修学旅行しおり作成委員

## ケ 体育的・文化的・奉仕的活動等の記録

(ア) 体育的活動 部活動やその他の体育的活動における顕著な活動や取得した資格および特技について記入する。

(例)・秋田県中学校総合体育大会〇〇の部〇位入賞

- ・全日本スキー連盟技能テスト〇級
- ・野球部の投手として各種大会に出場し活躍した。地区大会準優勝の原動力として頑張った。

(イ) 文化的活動 部活動やその他の文化的活動における顕著な活動や取得した資格および特技について記入する。

(例)・秋田県中学校英語暗唱弁論大会〇位入賞

- ・秋田県小・中・高等学校児童生徒理科研究発表大会に出場
- ・わか杉チャレンジフェスティバルに参加

(ウ) 奉仕的活動 校内外における奉仕的活動について、顕著な活動を記入する。

(例)・令和〇〇年〇月特別養護老人ホームの施設訪問

- ・校内の花壇づくりや美化活動に積極的に取り組んだ。
- ・緑の少年団員として、募金活動への協力や町の植樹祭、学校林の清掃活動に尽力した。

## コ 出欠の記録

卒業見込みの者について、令和2年12月31日現在で記入し、各学年とも6日以上欠席がある場合は、その主な理由を記入する。

## サ その他の事項

学校生活を送る上で特に配慮が必要であると思われる事項について記入する。

シ その他

学校名、校長氏名、記載者職氏名を記入し、それぞれ押印する。

なお、コピーしたものに押印して提出してもよい。

(※印の欄は学院高校において記入するものとする。)

(3) その他

ア 調査書は㊟扱いとし、その作成および保管については十分に留意すること。

イ 令和3年1月1日以降に転入した生徒の調査書作成等について

(ア) 当該生徒が転出した中学校長は、3年次における各教科の学習の記録を含め、調査書の記載に必要な記録を令和2年12月31日現在で整え、学院中学校長に通知する。学院中学校長はこれに基づき調査書を作成する。

(イ) 学院中学校長は、学院高校長に令和3年1月1日以降の転入者であることを、転出した中学校長にはその生徒が学院高校を志願することを、それぞれ文書で通知する。

秋田市立御所野学院高等学学校連携型中高一貫入学者選抜における出願資格および配点等

◎選抜方法：入学者の選抜は、学院高校長が、調査書、志願理由書、作文、面接等の評価に関する資料およびその他必要な書類等によって総合的に行う。

学科名	出 願 資 格 ※1	学校独自の 提出書類 有無	面接	作文	調査書・学校独自の 提出書類	備 考
普通	(1) 人物に優れ、明確な志望 動機と旺盛な学習意欲を有 し、次のア又はイのいずれ かに該当する者	×	35点	75点	90点 ※2	※2 調査書 (90点)
	(2) 人物に優れており、部 活動等において顕著な実績、又 はそれと同等の優れた能力を有 しており、入学後も本校でその 活動を継続し、中心的な存在と して活躍できる者	○ ※3	35点	50点	115点 ※4	※3 学校独自の提出書類を本校のホームページから ダウンロードし、部活動における実績等を記入し て提出すること ※4 調査書 (65点)、学校独自の提出書類 (50点)
(2) 秋田県公立高等学校の前期選抜に出不願しない者						

※1 出願資格は、秋田市立御所野学院中学校を令和3年3月に卒業見込みの者であって、(1)および(2)を満たしているものとする。



令和３年度秋田公立美術大学附属高等学院の生徒募集について

1 選抜の種類

前期選抜および後期選抜を設定する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 前期選抜 令和２年12月15日（火）から12月16日（水）午後４時  
まで

イ 後期選抜 令和３年１月21日（木）から１月22日（金）午後４時  
まで

(2) 提出先 秋田公立美術大学附属高等学院校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志望者検査日

(1) 前期選抜 令和３年１月６日（水）学力検査・実技検査

令和３年１月７日（木）面接

ア 実施教科 ３教科（国語、数学、英語）・実技（鉛筆デッサン）

イ 面接 秋田公立美術大学附属高等学院において行う。

(2) 後期選抜 令和３年２月１日（月）学力検査・実技検査

令和３年２月２日（火）面接

ア 実施教科 ３教科（国語、数学、英語）・実技（鉛筆デッサン）

イ 面接 秋田公立美術大学附属高等学院において行う。



## 5 出願資格

(1) 前期選抜 次のアからオまでに該当する者

ア 次の(ア)又は(イ)に該当する者

(ア) 中学校又はこれに準ずる学校を令和3年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

(イ) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

イ 本学院の教育目標を良く理解し、美術・工芸・デザインに興味関心のある者

ウ 志望の動機が明確であり、3年間の学院生活に意欲的に臨む者

エ 出願時に、他の高等学校に在籍していない者

オ 合格後、本学院への入学を確約できる者

(2) 後期選抜 (1)アからエまでに該当する者で、前期選抜で合格していない者

## 6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名 工芸美術科およびデザイン科

(2) 募集人員 30名

工芸美術科木材工芸コース・金属工芸コースおよびデザイン科インテリアデザインコース・ビジュアルデザインコースを一括募集とする。

## 7 合格者の発表

(1) 前期選抜 令和3年1月13日（水）午後1時

(2) 後期選抜 令和3年2月8日（月）午後1時

## 令和2年度学校給食調理場一斉点検の結果について

### 1 目 的

令和元年度に多発した学校給食への異物混入事案を受け、全ての調理場を対象に調理器具や給食施設の点検を行うことにより、今後における異物混入を防止し、安全安心な学校給食の提供を図る。

### 2 点検期間等

#### (1) 点検期間

令和2年7月1日（水）から8月3日（月）

#### (2) 点検対象

43調理場（共同調理場：10、単独調理場：32、学校給食センター：1）

### 3 点検状況（主なもの）

#### (1) 調理器具等（49項目について点検）

野菜裁断機のプレートの刃こぼれ等、包丁の刃こぼれ等、スポンジのほつれなどが確認された。

#### (2) 給食設備（16項目について点検）

吸排気口の埃等、網戸の破損・穴、水道管カバー・コーキングの剥がれなどが確認された。

### 4 今後の対応

#### (1) 調理器具等

包丁などの消耗品については、交換等により速やかに対応している。野菜裁断機などの備品については、専門業者に相談し、交換又は修繕により対応する。

#### (2) 給食設備

水道管カバーや網戸等の軽易な修繕については、速やかに対応する。吸排気口の埃などについては、専門業者に相談し、対応する。

### 5 その他

異物混入防止に向け、各調理場においては、始業前点検の実施など日常的に対策に取り組んでいる。また、新たに小・中学校給食施設等整備経費を計上し、備品の更新、施設の修繕を実施しているほか、4月2日に調理員や配膳パート職員を対象に研修会を開催し、周知徹底を図った。